

前文

牧の原ゆめいろ保育園では子どもの発達を保障する保育、保護者が安心して働き続けるための園づくり、そして職員の働きがいの3つを軸に運営がすすめられています。わたしたち子どもを入園させている父母は、保護者会を組織し、安心して預けられる園づくりの担い手として保育所運営の向上に寄与したいと考えます。

総則

第1章 名称及び所在地

第1条

1. この会を「牧の原ゆめいろ保育園保護者会」という。
2. この会の所在地を名古屋市名東区牧の原一丁目1303「牧の原ゆめいろ保育園」に置く。

第2章 目的

第2条

1. 前文で掲げた内容を実践していくことを目的とする
2. 前項に規定する目的のために次のことを行う

- (1) 保護者会（役員会）を開催すること
- (2) 保護者の保育要求に関すること
- (3) 各種レクを行うこと
- (4) 学習会を行うこと
- (5) 慶弔に関すること

構成員に別表に定める事項があったときは、金品を贈るものとする。贈与を受けた者は、その返礼を一切しないものとする。

慶弔費は、別表のとおりとする。

細則

第3章 構成

第3条 この団体の構成員は牧の原ゆめいろ保育園に在籍する全家庭で構成する。

第4章 役員及び会費

第4条

1. 以下の役員をもって保護者会を構成する。保護者会役員の決定は、牧の原ゆめいろ保育園園長が指名し、これを承諾したものとする。また、役員の人選は保護者会に経験がない方を優先とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 役員 1～2名
- (5) 代表役員 1名（牧の原ゆめいろ保育園園長）「通帳管理者」

2. 保護者会は、第2条に掲げる目的を達成するために、保護者会役員会等に提案し、保護者会活動を進める

第5条

- (1) 会長は会をまとめ、保護者会を代表する
- (2) 副会長は、会長を補佐する
- (3) 会計は、会計を管理する
- (4) 役員は保護者会をサポートする
- (5) 代表役員は、保護者会の活動が円滑に運ぶようにサポートし、通帳を管理する「通帳管理者とする」

第6条

- (1) 保護者会を円滑に行うためその都度必要なときは、集まる。
- (2) 役員の任期は1年とし、総会から年度終了までとする。

第7条 一園児当月 300 円を徴収し、保護者会の活動にあてる。

運営内則

第9条 保護者会役員会を欠席する役員は、前日までに連絡する。

第10条 保護者会役員会の成立は議決権役員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席構成員の過半数の同意を必要とする

附 則

第5章 設立年月日

第11条 設立年月日は令和6年4月1日

第6章 改廃

第12条 本規約の改廃は、保護者会役員会において出席役員の3分の2以上の同意を必要とする

第7章 発効

第13条 本規約は令和6年4月1日より実施する